

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	児童手当支給事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉市は、児童手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉市長

公表日

令和8年2月5日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当支給事務
②事務の内容	<p>児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。</p> <p>①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報、年金関係情報及び口座情報登録・連携ファイル関係情報の照会</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	福祉システム
②システムの機能	<p>福祉システムでは下記事業の事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者福祉 障害者日常生活用具費支給、身体障害者補装具給付、療育手帳交付、身体障害者手帳交付、更生指導台帳、障害者緊急通報装置設置、障害者家具転倒防止対策、在宅重度心身障害者おむつ給付、障害者通所施設通所交通費助成、福祉タクシー・自動車燃料費助成、運転免許助成、自動車改造費助成、心身障害者扶養共済、心身障害者医療費助成、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、身体障害児童福祉手当、知的障害児童福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当、心身障害者福祉手当、小児慢性特定疾病医療支援、障害者自立支援、地域生活支援、障害児通所支援 ・高齢者福祉 民生委員・児童委員、戦没者戦災死没者援護、白内障補助眼鏡等助成、はり、きゅう、マッサージ施設利用助成、要援護高齢者等日常生活用具給付、高齢者緊急通報装置設置、高齢者住宅改修費支援サービス、高齢者家具転倒防止対策、在宅高齢者等おむつ給付、高齢者実態調査、敬老祝金支給、敬老会補助金交付、敬老事業、ねたきり老人福祉手当、各種状況報告集計、いきいき活動外出支援 ・児童福祉 母子及び父子家庭等医療費助成、子ども医療費助成、児童扶養手当、母子家庭等自立支援給付金、児童手当、交通遺児等手当、児童福祉施設等措置費、母子寡婦福祉資金貸付 ・後期高齢者医療 <p>なお、児童手当支給事務に関する機能は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請管理機能 <ol style="list-style-type: none"> ①申請内容を登録する機能 ②配偶者情報を管理する機能 ③所得情報を照会する機能 ④申請書の提出者情報(個人番号、氏名、住所、電話番号)を管理する機能 ⑤所得判定機能 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能 ・資格管理機能 <ol style="list-style-type: none"> ①受給資格を管理する機能 ・現況調査機能 <ol style="list-style-type: none"> ①現況届を出力する機能 ②現況届の受付登録する機能 ③審査結果を登録する機能 ④資格を更新する機能 ⑤現況届提出状況を進捗管理する機能

	<p>⑥未提出者への督促通知を出力する機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査機能 <ul style="list-style-type: none"> ①審査情報を管理する機能 ②審査結果を登録する機能 ・消滅機能 <ul style="list-style-type: none"> ①受給資格の消滅を登録する機能 ・決定機能 <ul style="list-style-type: none"> ①決裁及び決定書類を出力する機能 ②決定結果を管理する機能 ③未決定者の一覧を出力する機能 ・差止・不支給機能 <ul style="list-style-type: none"> ①差止の登録、解除をする機能 ②支払停止者の一覧を出力する機能 ・対象者管理(施設)機能 <ul style="list-style-type: none"> ①児童福祉施設入所等児童の情報、施設情報を管理する機能 ②児童福祉施設入所等児童に係る手当を支払う機能 ・支払機能 <ul style="list-style-type: none"> ①支払内訳書・支払通知書を出力する機能 ②振込データを作成する機能 ・支払調整機能 <ul style="list-style-type: none"> ①支払調整をする機能 ・支払実績管理機能 <ul style="list-style-type: none"> ①支払実績を管理する機能 								
<p>③他のシステムとの接続</p>	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()								
<p>システム2~5</p>									

システム2									
①システムの名称	中間サーバー								
②システムの機能	<p>【符号管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・符号管理機能は、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する <p>【情報照会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う <p>【情報提供機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う <p>【既存システム接続機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、宛名システム及び住民記録システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する <p>【情報提供等記録管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する <p>【情報提供データベース管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する <p>【データ送受信機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する <p>【セキュリティ管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・暗号化/復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 <p>【職員認証・権限管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う <p>【システム管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バッチ処理の状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管切れ情報の削除を行う 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()								

システム3	
①システムの名称	業務共通システム(庁内連携システム/統合宛名システム)
②システムの機能	<p>●現行システムに関する内容</p> <p>1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。</p> <p>2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。</p> <p>4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。</p> <p>●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容</p> <p>1. 団体内統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。</p> <p>2. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、情報を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (介護システム、福祉システム、国民健康保険システム、中間サーバー)</p>
システム4	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	<p>【住民向け機能】</p> <p>・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>【地方公共団体向け機能】</p> <p>・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (申請管理システム)</p>

システム5									
①システムの名称	申請管理システム								
②システムの機能	<ol style="list-style-type: none"> 1 宛名番号紐付情報の管理 マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書 のシリアル番号(以下、「シリアル番号」という)と、本市の住民記録システムが住民に付番した庁内利用目的の番号(以下、「宛名番号」という)の紐付情報の管理を行う。 2 申請データ取込機能 サービス検索・電子申請機能から申請されたデータ(以下、「申請データ」という)を、連携サーバ経由で取り込む。 3 申請データのデータベース格納 申請データをデータベースに格納する。 4 シリアル番号による申請者特定 申請データに格納されているシリアル番号を宛名番号に変換する。 5 申請内容照会とステータス管理 申請内容の確認や審査を行うための画面照会機能 6 基幹システムとの申請データ連携 基幹システムへ申請データを連携する機能 								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[<input checked="" type="radio"/>] その他 (サービス検索・電子申請機能)</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[<input checked="" type="radio"/>] その他 (サービス検索・電子申請機能)	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[<input checked="" type="radio"/>] その他 (サービス検索・電子申請機能)									
システム6～10									
システム11～15									
システム16～20									

3. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等支給台帳ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法9条第1項 別表81の項 番号法9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【照会の根拠】 第2条の表106の項 107の項 160の項 及び第162条 【提供の根拠】 第2条の表 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来局こども未来部こども家庭支援課
②所属長の役職名	こども家庭支援課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
児童手当等支給台帳ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	児童手当受給者、配偶者、対象児童	
	その必要性 児童手当の認定審査に際して、所得、年金加入状況及び住民基本台帳の情報を取得する必要があるため。	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="radio"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="radio"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="radio"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (<input type="checkbox"/> 口座情報登録・連携ファイル関係情報) 	
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は対象者を正確に特定するため ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う手当額の変更有無を確認するため ・地方税関係情報は所得制限限度額判定に必要なため ・年金関係情報は国庫負担金請求区分の確認に必要なため
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成29年1月1日	
⑥事務担当部署	子ども家庭支援課、各保健福祉センター子ども家庭課	

移転先1	
移転先2~5	
移転先6~10	
移転先11~15	
移転先16~20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。・日本国内でデータを保管している。
②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

＜福祉システムにおける措置＞

●現行システムに関する内容

＜データセンターにおける措置＞

・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバー室）に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。
（注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。

＜窓口業務等を行う部署における措置＞

・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。

●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容

＜データセンターにおける措置＞

・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理（注）を行っている部屋（サーバー室）に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。
（注）生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。

＜窓口業務等を行う部署における措置＞

・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。

＜ガバメントクラウドにおける措置＞

①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。

・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。

・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

個人番号、宛名コード、カナ氏名、氏名、生年月日、性別、住民区分、郵便番号、住所、方書、住民日、増異動事由、消除日、減異動事由、最新異動日、最新異動事由、履歴番号、上乗せ額1、上乗せ額2、枝番、開始・改定・終了、業務コード、業務固有コード1、業務固有コード2、業務固有コード3、決定結果、決定内容入力日、決定年月日、決定理由、減額開始年月、県費種別、小枝番、災害特例該当、削除フラグ、差引き額、算定対象児童数、算定対象児童数内訳1、算定対象児童数内訳2、算定対象児童数内訳3、算定対象児童数内訳4、算定対象児童数内訳5、支給区分、自治体コード、実支給月額、児童宛名コード、児童予定金額合計、支払期、支払区分、支払処理年月日、住登外区分、事由発生日、受給者区分、職権フラグ、所得判定対象者、申請種別、申請内容入力日、申請年月日、申請理由、進達結果1、進達時連絡項目、進達内容入力日1、進達内容入力日2、進達年月日1、進達年月日2、進達判定年月日1、進達判定年月日2、整理番号1、整理番号2、整理番号3、世帯類型、対象年月、徴収区分、徴収種類、手当月額、手当月額内訳1、手当月額内訳2、手当月額内訳3、手当月額内訳4、手当月額内訳5、手当種別、データ更新担当者、データ更新日時、データ更新プログラム、データ作成担当者、データ作成日時、天引通知書発行年月日、天引予定金額合計、天引履歴番号、天引金額、天引金額予定、天引後振込金額、天引申請年月日、天引前振込金額、天引元金額、天引元対象年月、天引割当額、当初支給開始日、備考1、備考2、備考3、被用区分、福祉事務所コード、振込年月日、未支給・返還の別、未支給請求者・債権者宛名コード、未支給請求者の受給者との関係、未支払手当支給決定結果、履歴番号、履歴分類、連携用受給者宛名コード、連携用申請連番、連携用天引連番、児童決定年月日、児童申請年月日、児童申請理由、児童有効期間開始、児童有効期間終了、進達結果2、天引決定結果、天引決定年月日、天引決定理由、天引申請種別、天引申請理由、天引有効期間開始、天引有効期間終了

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
児童手当等支給台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【申請時における措置】</p> <p>①個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、受給者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。</p> <p>②認定請求書等受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。</p> <p>③マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報入手を防止する。</p> <p>④住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。</p> <p>⑤個人番号カード等の身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。郵送での受付時も、身分証明書の写しの添付を求める。</p> <p>【システムにおける措置】</p> <p>①児童手当等支給事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。</p> <p>②職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置></p> <p>①調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求める。</p> <p>②システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証及び生体認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。</p> <p>③住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。</p> <p>④サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続を探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。</p> <p><入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置></p> <p>①入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。</p> <p>②入手した情報に疑義がある場合は調査を行い、情報を修正する。</p> <p>③住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証（有効性確認、改ざん検知等）を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。</p> <p>④サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。</p> <p><入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置></p> <p>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。</p> <p>②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。</p> <p>③郵送での受付の際は担当課の住所・部署名を明確化して誤送付によるリスクを軽減する。</p> <p>④サービス検索・電子申請機能から申請された情報は、申請管理システムから連携サーバを経由して、https通信にて取得する。また、通信経路は必要なポートのみに制限する。</p>	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	業務共通システムとの連携においては、利用者が適切なアクセス権限を保持している場合にのみ特定個人情報の連携を許可する仕様となっており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けが行われないようにシステム上でアクセス制御を行う。 また、児童手当支給事務における特定個人情報は、職務上必要と認められる権限が与えられた者しかアクセスできないようにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。
その他の措置の内容	端末PCについて、画面の盗み見・不正利用対策として、一定時間操作が行われなかった場合にスクリーンセーバを起動し、元の画面に復帰する際には再度生体認証を行う仕組みとする。さらに一定時間経過後に自動的にログオフする制御を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	契約書において、秘密保持、個人情報の使用、複製等、管理、個人情報の取得、個人情報の返還及び事故発生時の対応等について規定しており、必要に応じて、職員がその内容を確認する。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要があると認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(注2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 (注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>【業務共通システムにおける措置】</p> <p>番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <p>①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求であるかをチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】
 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】
 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	別紙1のとおり	
再発防止策の内容	別紙1のとおり	

その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

8. 監査

実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査	[<input type="checkbox"/>] 外部監査
-------	-----------------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

9. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<福祉システム・申請管理システムにおける措置> 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ事故の検出、報告、復旧及び対応手法、②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策

●現行システムに関する内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。
●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。 【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課 043-245-5179
②対応方法	問い合わせの受付時及びその対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年3月31日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月21日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理 ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報及び年金関係情報の照会	児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等に基づき、千葉市(以下「本市」という。)が、児童手当等の支給事務を行う。 ①認定請求書等の受理(窓口や郵送での書類の受入及びサービス検索・電子申請機能で受領する。) ②児童手当等の認定及び不認定 ③認定及び不認定の通知 ④手当の支給 ⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成29年11月21日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	未記載	①システム名称 サービス検索・電子申請機能 ②システムの機能 【住民向け機能】 ・自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 【地方公共団体向け機能】 ・住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成29年11月21日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当受給者及び配偶者	児童手当受給者、配偶者及び市外別居児童	事後	重要な変更にあたらぬしきい値判断に変更をもたらさない

平成29年11月21日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>③対象となる本人の範囲／その必要性</p>	<p>児童手当の認定審査に際して、所得、年金加入状況及び住基の情報を取得する必要があるため。</p>	<p>児童手当の認定審査に際して、所得、年金加入状況及び住民基本台帳の情報を取得するため。</p>	事後	<p>重要な変更にあたらぬ誤字脱字の訂正</p>
平成29年11月21日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>2. 基本情報</p> <p>④記録される項目／主な記載項目</p>	<p>・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)</p>	<p>・連絡先等情報 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報</p>	事後	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。</p>
平成29年11月21日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>②入手方法</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム</p>	<p>紙、庁内連携システム、情報提供ネットワークシステム、その他(サービス検索・電子申請機能)</p>	事後	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。</p>
平成29年11月21日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>⑤使用方法／情報の突合</p>	<p>・住基情報と申請、届出内容を突合して受給者、配偶者、対象児童を確認する。 ・地方税関係情報と受給者及び配偶者を突合して所得額を確認する。 ・年金関係情報とを突合して国庫負担金請求区分を確認する。 ・住基異動データと住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。</p>	<p>・住民基本台帳情報と申請、届出内容を突合して受給者、配偶者、対象児童を確認する。 ・地方税関係情報と受給者及び配偶者を突合して所得額を確認する。 ・年金関係情報とを突合して国庫負担金請求区分を確認する。 ・住民基本台帳情報の異動データと住登外者の申請・届出内容を突合し、住登外者を確認する。</p>	事後	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。</p>
平成29年11月21日	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無</p>	<p>委託する 2件</p>	<p>委託する 3件</p>	事前	<p>重要な変更であり事前の提出・公表が義務付けられているため。</p>

平成29年11月21日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3</p>	未記載	<p>委託事項3 民間送達サービス事業の利用</p> <p>①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託</p> <p>②委託先における取扱者数 10人未満</p> <p>③委託先名 日本郵便株式会社</p> <p>④再委託 再委託しない</p>	事前	重要な変更であり事前の提出・公表が義務付けられているため。
平成29年11月21日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	未記載	<p>提供先1 都道府県知事等</p> <p>①法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第2第26項</p> <p>②提供先における用途 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③提供する情報 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報</p> <p>④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満</p> <p>⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者</p> <p>⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム</p> <p>⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

平成29年11月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	未記載	提供を行っている(3件) 移転を行っている(3件)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。
平成29年11月21日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	未記載	提供先2 社会福祉協議会 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第2第30項 ②提供先における用途 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。

<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>未記載</p>	<p>提供先3 都道府県知事等 ①法令上の根拠 番号法第19条第7号、別表第2第87項 ②提供先における用途 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報 児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 児童手当受給者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。</p>
--------------------	---	------------	--	-----------	---

<p>平成29年11月21日</p>	<p>II 特定個人情報ファイルの概要5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)</p>	<p>未記載</p>	<p>移転先1 こども企画課、各保健福祉センターこども家庭課(子ども医療費助成事業) ①法令上の根拠 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第3条第2項、別表2 千葉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例別表の規則で定める事務及び情報を定める規則第2条第1項イ及び第2項イ ②提供先における用途 (1)子ども医療費助成受給券の交付の申請又は更新の申請に係る事実についての審査に関する事務 (2)申請内容の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務 ③提供する情報 所得情報 ④提供する情報の対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲 申請年度の1月1日(1月～7月に申請する場合は前年度の1月1日)に他市町村に在住していた児童手当受給者 ⑥提供方法 紙 ⑦時期・頻度 随時</p>	<p>事後</p>	<p>その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため。</p>
--------------------	---	------------	---	-----------	---

<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当等支給事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ・個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、受給者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ・職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。 ・認定請求書等受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。 ・マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報入所を防止する。 ・住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索申請フォームを選択して必要な情報を入手することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 	<p>【申請時における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個人番号の記載を要する届出書、申請書及び申告書等は、法令及び条例等において規定されるため、受給者等が個人番号の記載が必要であることを確認することができる。 ②認定請求書等受領時に保管する場所を統一し、他の職員や外部からの覗き見等ができないよう対応する。 ③マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報入所を防止する。 ④住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索、申請フォームを選択して必要な情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続に係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。 ⑤個人番号カード等の身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。郵送での受付時も、身分証明書の写しの添付を求める。 <p>【システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童手当等支給事務等に関係のない情報を入手する事がないよう情報システム責任者が監視を行うとともに、職員に対する教育を徹底する。 ②職員の職責に基づきシステム上の権限を設定し不適切な操作ができないようになっており、すべての操作についてログを取得し保管している。なお、一定期間保管し、必要に応じて確認が行える仕組みとする。 	<p>事前</p>	<p>重要な変更であり事前の提出・公表が義務付けられているため。</p>
--------------------	---	--	--	-----------	--------------------------------------

<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅲリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク: 目的外の入手が行われるリスク</p> <p>特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>未記載</p>	<p><不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置> ①調査・照会等により情報を入手する場合、照会先に調査目的、根拠法令等を示したうえ回答を求める。 ②システムを操作する職員に個別のユーザーIDとパスワードによる認証及び生体認証を行っており、不適切な方法で特定個人情報の入手ができない仕組みとしている。 ③住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、本人からの情報のみが送信される。 ④サービス検索・電子申請機能の画面の誘導において住民に何の手続きを探し電子申請を行いたいのか理解してもらいながら操作をしていただき、たどり着いた申請フォームが何のサービスにつながるものか明示することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施いただけるよう措置を講じている。 <入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置> ①入力、削除または訂正作業に用いた帳票等は、規定に基づいて管理し、保管する。 ②入手した情報に疑義がある場合は調査を行い、情報を修正する。 ③住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した委託機関は署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。 ④サービス検索・電子申請機能への個人番号の入力時には、チェックデジット等の機能により、不正確な個人番号が入力されないようにしている。また、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置> ①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③郵送での受付の際は担当課の住所・部署名を明確化して誤送付によるリスクを軽減する。 ④サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。</p>	<p>事前</p>	<p>重要な変更であり事前の提出・公表が義務付けられているため。</p>
--------------------	---	------------	---	-----------	--------------------------------------

<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅲリスク対策 3 特定個人情報の使用 リスク1:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザー認証の管理/具体的な管理方法</p>	<p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による個人認証を行う。</p>	<p>システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、ユーザIDと生体認証及びパスワードによる個人認証を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないリスクを明らかに軽減させる変更</p>
<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅲリスク対策 5 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク:不正な提供・移転が行われるリスク</p>	<p>未記載</p>	<p>(特定個人情報の提供・移転に関するルール) 定めている (ルール内容及びルール遵守の確認方法) 番号法及び条例の規定により、認められている範囲内でのみ情報の提供・移転を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にあたらないリスクを明らかに軽減させる変更</p>

<p>平成29年11月21日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 目的外の入手が行われるリスク リスク2: 不正な提供が行われるリスク</p>	<p>未記載</p>	<p>(リスクに対する措置の内容) 【業務共通システムにおける措置】 番号法により認められている機関、事務をシステム的かつ職員による審査にて判断し、提供できる仕組みを構築している。 【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報提供機能(注)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を要求するかをチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応を求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 (リスクへの対策は十分か) 十分である</p>	<p>事後</p>	<p>重要な変更にとつたらない リスクを明らかに軽減させる変更</p>
--------------------	---	------------	---	-----------	---

平成30年8月2日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容</p>	<p>事例1(メールの誤送信に関する記載)</p> <p>事例2(メールの誤送信に関する記載)</p> <p>事例3(メールの誤送信に関する記載)</p>	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年8月2日	<p>Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</p> <p>7. 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク</p> <p>⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容</p>	<p>事例1(メールの誤送信に関する記載)</p> <p>事例2(メールの誤送信に関する記載)</p> <p>事例3(メールの誤送信に関する記載)</p>	事例1(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成30年8月2日	<p>I 基本情報</p> <p>6. 評価実施機関における対象部署</p> <p>②所属長</p>	こども企画課長 始関 秀次	こども企画課長 内山 健	事後	①人事異動による所属長の変更であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	<p>I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署②所属長の役職名</p>	こども企画課長 内山 健	こども企画課長	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。

平成31年4月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 8. 監査 実施の有無	自己点検、外部監査	自己点検、内部監査	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月4日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年11月11日	平成31年1月4日	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない。
平成31年4月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容	事例1(診療報酬明細書(レセプト)の紛失) 事例2(メールマガジンの誤送信) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。
平成31年4月4日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容	事例1(診療報酬明細書(レセプト)の紛失) 事例2(メールマガジンの誤送信) 事例3(メールの誤送信に関する記載)	事例1(メールの誤送信に関する記載) 事例2(メールの誤送信に関する記載)	事後	①経年に伴う修正であり、重要な変更にあたらない。

令和3年10月26日	I 基本情報 5情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和3年10月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年3月31日	I . 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	③他システムとの接続	③他システムとの接続 その他(申請管理システム)	事前	

<p>令和5年3月31日</p>	<p>I. 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5</p>	<p>未記載</p>	<p>①システムの名称 申請管理システム ②システムの機能 1 宛名番号紐付情報の管理 マイナンバーカードに格納された利用者証明用電子証明書 のシリアル番号(以下、「シリアル番号」という)と、本市の住民記録システムが住民に付番した庁内利用目的の番号(以下、「宛名番号」という)の紐付情報の管理を行う。 2 申請データ取込機能 サービス検索・電子申請機能から申請されたデータ(以下、「申請データ」という)を、連携サーバ経由で取り込む。 3 申請データのデータベース格納 申請データをデータベースに格納する。 4 シリアル番号による申請者特定 申請データに格納されているシリアル番号を宛名番号に変換する。 5 申請内容照会とステータス管理 申請内容の確認や審査を行うための画面照会機能 6 基幹システムとの申請データ連携 基幹システムへ申請データを連携する機能 ③他システムとの接続 その他(サービス・電子申請機能)</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	------------	--	-----------	--

<p>令和5年3月31日</p>	<p>II. 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3</p>	<p>委託事項3 民間送達サービス事業の利用 ①委託内容 住民からの電子申請データの受領・印刷・庁舎への郵送の委託 ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 日本郵便株式会社 ④再委託 再委託しない</p>	<p>委託事項3 申請管理システムの開発・運用・保守 ①委託内容 申請管理システムの開発・運用・保守に関すること ②委託先における取扱者数 10人未満 ③委託先名 株式会社日立製作所 千葉支店 ④再委託 再委託する ⑤再委託の許諾方法 再委託の必要がある場合は、委託先業者は再委託先のセキュリティ管理体制を確認した上で、事前に書面により再委託が必要な理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び再委託先に対する監督方法等を通知し、承諾を得ることにより再委託できる。 ⑥再委託事項 ・パッケージバージョンアップ版適用 ・障害発生時の切り分け支援、対策支援対応 ・システム設定変更支援</p>	<p>事前</p>	
------------------	---	---	--	-----------	--

<p>令和5年3月31日</p>	<p>II. 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去</p>	<p><データセンタにおける措置> ・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><窓口業務等を行う部署における措置> ・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><データセンタにおける措置> ・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p> <p><窓口業務等を行う部署における措置> ・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><申請管理システムにおける措置> ・データセンタにおいて、24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。</p>	<p>事前</p>	
------------------	--	---	---	-----------	--

<p>令和5年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 <入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置></p>	<p>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③郵送での受付の際は担当課の住所・部署名を明確化して誤送付によるリスクを軽減する。 ④サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、委託事業者が委託契約にもとづき、申請情報を封緘し、書留等の記録が残り追跡可能な手段で地方公共団体に郵送することにより、安全を確保している。</p>	<p>①申請書等の帳票を施錠できる保管庫にて保管する。 ②申請書等の受領後、当該文書の保存については執務場所以外への持ち出しを禁止する。 ③郵送での受付の際は担当課の住所・部署名を明確化して誤送付によるリスクを軽減する。 ④サービス検索・電子申請機能から申請された情報は、申請管理システムから連携サーバを経由して、https通信にて取得する。また、通信経路は必要なポートのみに制限する。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>再委託していない</p>	<p>十分に行っている</p>	<p>事前</p>	

令和5年3月31日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 リスク:委託先における不正な使用等のリスク 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 具体的な方法	未記載	契約書等において、原則として、委託先は他者へ委託し、又は請け負わせてはならず、再委託を行う 場合には、千葉市と委託先が協議したうえ、再委託先において委託先と同程度以上のセキュリティの 体制が確保できるとして千葉市が承認をした場合のみ例外的に認めることを定めている。再委託先におけるセキュリティ体制については、委託先を通じて、千葉市が「外部委託時のチェックリスト」に基づき確認する。また、委託先は、必要がある と認めるときは、再委託先に報告を求め又は実地に検査することができる。	事前	
-----------	---	-----	---	----	--

<p>令和5年3月31日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 9. 従事者に対する教育・啓発 従事者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p><福祉システムにおける措置> 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ 事故の検出、報告、復旧及び対応手法、 ②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、 ④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。</p>	<p><福祉システム・申請管理システムにおける措置> 「千葉市情報セキュリティ対策基準」に基づき、 ・情報セキュリティ責任者等に対しては、年1回以上、情報セキュリティの確保に関する、①セキュリティ 事故の検出、報告、復旧及び対応手法、 ②リスク分析手法、③セキュリティ対策の導入及び運用手法、④セキュリティ事故の事例、⑤セキュリティ教育手法の内容を基本とした研修を実施している。 ・職員等に対しては、情報セキュリティの確保に関する、①情報セキュリティの重要性、②情報システム利用者の責任、③セキュリティ事故の事例、 ④モラルの啓発、⑤禁止行為及びそれらに対する罰則の内容を基本とした研修を年に1回、個人情報保護に関する研修と併せて実施している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①運用規則などに基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修などを実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則などについて研修を行うこととしている。</p>	<p>事前</p>	
<p>令和5年3月31日</p>	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	<p>〒260-8722 千葉市中央区千葉港2番1号 千葉中央コミュニティセンター2階 千葉市役所 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5716</p>	<p>〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所5階 総務局 総務部 政策法務課 市政情報室 043-245-5717</p>	<p>事後</p>	

令和7年3月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 ③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他()	事前	事後で足りるものの任意に事前に提出 (ガバメントクラウド移行による変更)
令和7年3月27日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 3 ②システムの機能	1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。 4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。	● 現行システムに関する内容 1. 統合データベース管理機能 各業務システムで管理する個人情報を取得し、一般財団法人全国地域情報化推進協会(APPLIC)が定める「地域情報プラットフォーム標準仕様」に準拠したデータ形式で保存・管理する。 2. 団体内統合宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 3. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、統合データベースで管理する情報を連携する。 (2) 中間サーバーとの情報連携を行う。 4. 権限管理機能 (1) 各業務システム及び業務共通システムを利用する職員の認証を一元的に行う。 (2) 統合データベースへのアクセス制御を行う。 ● ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容 1. 団体内統合宛名機能 (1) 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番し、各業務システムの宛名番号と紐づけて管理する。 2. データ連携機能 (1) 庁内における各業務システムからの要求に基づき、情報を連携する。	事前	ガバメントクラウド移行による変更

令和7年3月27日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の56	番号法9条第1項 別表81の項	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	I 基本情報 5 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の74, 75	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 106の項 107の項	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	ホスティングサービスの利用(データセンタ)	(削除)	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	委託事項3 申請管理システムの開発・運用・保守	委託事項2 申請管理システムの開発・運用・保守	事後	委託事項2の削除による繰り上げ
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (3)件 [○]移転を行っている (1)件	[○]提供を行っている (2)件 []移転を行っている ()件	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二26項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42の項	事後	法令等の改正による形式的な変更

令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③ 提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当関係情報	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2	社会福祉協議会	(削除)	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ① 法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二87項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 125の項	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ② 提供先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による一時金の支給又は保険料の納付に関する事務であって主務省令で定めるもの	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3 ③ 提供する情報	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	児童手当関係情報	事後	法令等の改正による形式的な変更
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先3	提供先3 都道府県知事等	提供先2 都道府県知事等	事後	提供先2の削除に伴う繰上げ

<p>令和7年3月27日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 移転先1</p>	<p>こども企画課、各保健福祉センターこども家庭課(子ども医療費助成事業)</p>	<p>(削除)</p>	<p>事後</p>	<p>法令等の改正による形式的な変更</p>
<p>令和7年3月27日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 保管場所</p>		<p>●現行システムに関する内容 <データセンターにおける措置> ・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 <窓口業務等を行う部署における措置> ・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p> <p>●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容 <データセンターにおける措置> ・24時間365日有人による入退館管理を実施している建物の中で、さらに入退室管理(注)を行っている部屋(サーバー室)に設置している施錠管理されたサーバー内に保管する。 (注) 生体認証にて、サーバー室に入退室する者の特定と、金属探知機による持込・持出物品を確認する等の管理を行う。 <窓口業務等を行う部署における措置> ・紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。</p>	<p>事前</p>	

令和7年3月27日	前記継続		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>		
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く)	[] 提供・移転しない	[○] 提供・移転しない	事後	移転が削除となったことに伴う修正
令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 5特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く) リスク 不正な提供・移転が行われるリスク		(削除)	事後	移転が削除となったことに伴う修正

<p>令和7年3月27日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6情報提供ネットワークとの接続 リスク1 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 (注2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①情報照会機能(注1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(注2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから、情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(注3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(注1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う。 (注2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (注3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>法令等の改正による形式的な変更</p>
------------------	--	--	--	-----------	------------------------

令和7年3月27日	Ⅲリスク対策 10その他のリスク対策	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	<p>●現行システムに関する内容 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>●ガバメントクラウド移行後のシステムに関する内容 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	事前	
令和7年3月27日	前記継続		<p>【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	事前	
令和7年3月27日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求②請求方法	千葉県個人情報保護条例第14条に基づき、個人情報開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	個人情報の保護に関する法律第77条に基づき、開示請求書に必要事項を記入し、提出する。	事後	法令等の改正による形式的な変更

令和7年11月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ②システムの機能	(前略) 【セキュリティ管理機能】 (注)「システム方式設計書_6_0_0_機能要件の整理第1.1版」以降で提供予定 (後略)	(前略) 【セキュリティ管理機能】 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する。 (後略)	事後	
令和7年11月25日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 2 ③他のシステムとの接続	R7	[○]情報提供ネットワークシステム [○]庁内連携システム	事後	誤記の修正
令和7年11月25日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表 106の項 107の項	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 106の項 107の項 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)	事後	
令和7年11月25日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	こども未来局こども未来部こども企画課	こども未来局こども未来部こども家庭支援課	事後	
令和7年11月25日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども企画課長	こども家庭支援課長	事後	
令和7年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲	児童手当受給者、配偶者及び市外別居児童	児童手当受給者、配偶者及び対象児童	事後	誤記の修正
令和7年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(前略) ・4情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、 ①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う認定状況の変更有無を確認するため (後略)	(前略) ・5情報、連絡先及びその他住民票関係情報は、 ①受給者の資格管理のため、②本人への連絡などのため、③死亡・転出などによる世帯情報の変更に伴う認定状況の変更有無を確認するため (後略)	事後	
令和7年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○]評価実施機関内の他部署() [○]行政機関・独立行政法人等() [○]地方公共団体・地方独立行政法人()	[○]評価実施機関内の他部署(課税管理課、保護課、健康保険課、区政推進課) [○]行政機関・独立行政法人等(日本年金機構) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(他市町村)		

令和7年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	[○]提供を行っている()件 []移転を行っている()件	[○]提供を行っている(2)件 []移転を行っている()件		
令和7年11月25日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入管及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 (後略)	【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。 ・日本国内でデータを保管している。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)

<p>令和7年11月25日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、労使・紛失のリスクに対応している。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能ではログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻捜査内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (注)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間には高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPNなどの技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応などであり、業務上特定恋心情報へはアクセスすることはできない。</p>	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事後</p>	<p>③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)</p>
<p>令和7年11月25日</p>	<p>Ⅲリスク対策 10. その他のリスク対策</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理など)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。 (後略)</p>	<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用、監視を実現する。</p>	<p>事後</p>	<p>③その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない (中間サーバープラットフォーム更改による変更)</p>
<p>令和7年11月25日</p>	<p>Ⅳ 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先</p>	<p>〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども企画課 043-245-5178</p>	<p>〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所高層棟8階 千葉市役所 こども未来局 こども未来部 こども家庭支援課 043-245-5179</p>	<p>事後</p>	

令和8年2月5日	I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報及び年金関係情報の照会	⑤情報提供ネットワークシステムを利用した地方税関係情報、住民基本台帳の情報、年金関係情報及び口座情報登録・連携ファイル関係情報の照会	事前	
令和8年2月5日	I 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム 1 ②システムの機能	・申請管理機能 ①申請内容を登録する機能 ②配偶者情報を管理する機能 ③所得情報を照会する機能 ④申請書の提出者情報(個人番号、氏名、住所、電話番号)を管理する機能 ⑤所得判定機能	・申請管理機能 ①申請内容を登録する機能 ②配偶者情報を管理する機能 ③所得情報を照会する機能 ④申請書の提出者情報(個人番号、氏名、住所、電話番号)を管理する機能 ⑤所得判定機能 ⑥情報提供ネットワークシステムを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する機能	事前	
令和8年2月5日	I 基本情報 4個人番号の利用 法令上の根拠	番号法9条第1項 別表81の項	番号法9条第1項 別表81の項 番号法9条第1項 別表135の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事前	
令和8年2月5日	I 基本情報 5. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法第19条第8号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 106の項 107の項 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 【照会の根拠】 第2条の表106の項 107の項 160の項 及び第162条 【提供の根拠】 第2条の表 42の項(生活保護) 125の項(中国残留邦人支援給付) 141の項(独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与又は支給) 161の項(外国人生保)	事前	

令和8年2月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	[] その他()	[○] その他(口座情報登録・連携ファイル関係情報)	事前	
令和8年2月5日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構)	[○] 行政機関・独立行政法人等(日本年金機構、デジタル庁)	事前	